

岡山市児童福祉審議会傍聴取扱要領

平成27年9月10日

(岡山市児童福祉審議会の公開)

- 第1条 岡山市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の会議は、岡山市児童福祉審議会条例第9条第1項の規定により、公開とする。
- ただし、委員長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。
- 2 専門分科会の会議は、岡山市児童福祉審議会条例第9条第2項の規定により、非公開とする。

(傍聴の許可)

- 第2条 委員長は、審議会の会議を公開とする場合には、傍聴を許可する。
- 2 傍聴許可人数は、特に定めないものとする。
- ただし、委員長は、傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）が多数で審議会の運営に支障となると判断した場合は、傍聴許可人数を制限することができる。この場合には、当日の「傍聴整理券」の番号順に抽選を行い、当選者を決定するものとする。

(傍聴の手続き)

- 第3条 傍聴の受付時間は、原則として審議会の開会予定時刻の20分前からとする。
- 2 傍聴者は、会場の受付において、所定の傍聴者受付表に必要事項を記入し、当日の「傍聴整理券」を受けた後、委員長が傍聴を許可するまで、会議室前で待機する。
- 3 委員長が傍聴を許可した場合は、審議会事務局職員（以下「職員」という。）は当日の「傍聴許可書」を傍聴者に発行し、傍聴席に誘導する。
- 4 傍聴者は、傍聴に当たり、当日の「傍聴許可書」を常時携帯し、「傍聴許可書」に記載された条件を遵守するとともに、委員長及び職員の指示に必ず従うものとする。

(傍聴許可の取り消し)

- 第4条 委員長は、傍聴者が、「傍聴許可書」記載の条件に違反し、また、その他審議会の円滑な運営を妨げる行為等を行った場合は、これを制止するとともに、その制止に従わないときは傍聴の許可を取り消すことができる。
- 2 傍聴者は、傍聴の許可を取り消された場合は、速やかに退室しなければならない。

(傍聴者の退室)

- 第5条 傍聴者が退室するときは、職員にその旨を伝え、「傍聴許可書」を返却のうえ退室するものとする。

(審議会の開催日時等の周知方法)

- 第6条 審議会の開催日時等については、ホームページ上への掲載などで、市民への周知を図るものとする。

附則

この取扱要領は、平成27年9月10日から施行する。